

高齢者の親睦や生きがいづくりの 機会を支援します。

1 対象 次の1.又は2.に該当する団体等が対象です。

1. 自治会（区）

2. 次の①、②の要件をすべて満たす団体

- ① 年間を通じて定期的に、高齢者の生きがいづくりや地域に貢献する活動を実施している
- ② 3名以上が所属する団体で、構成員の半数以上が、65歳以上の市民（市内に住所があり実際に住んでいる方）

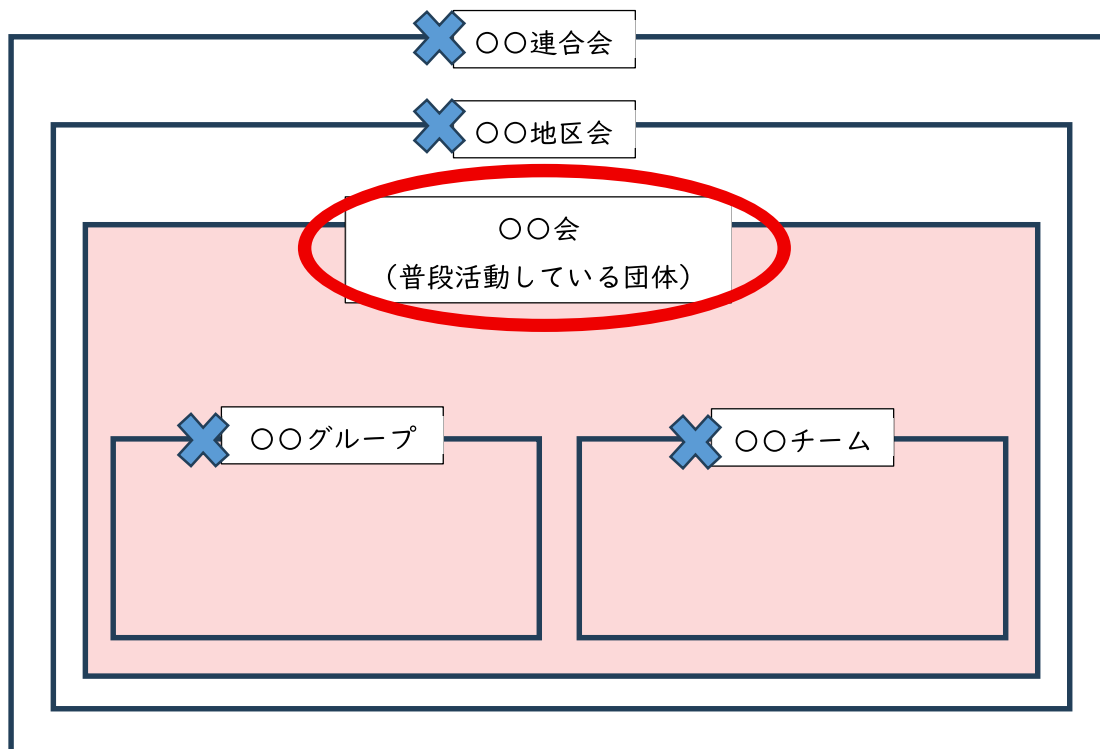
普段活動している団体が対象となりますので、連合会や地区会などの上部団体では申請することができません。

また、団体内部のグループが、それぞれ単独で申請することはできません。

（例）〇〇会としての申請のみが対象です。 ※下図の赤丸の部分

〇〇連合会や〇〇地区会は対象になりません。

〇〇会の〇〇グループや〇〇チーム単独では対象になりません。



※対象団体の確認は、次ページのフローを参考にしてください。

【対象団体確認フロー】

次の①、②の要件をすべて満たす団体である。

- ① 3人以上所属している
- ② 構成員の半数以上が65歳以上の市民

いいえ

はい

年間を通じて定期的に、次の①又は②に該当する活動を実施している。

- ① 高齢者の生きがいづくりに資する活動
- ② 地域に貢献する活動

いいえ

はい

普段活動している団体であって、次の①又は②のような団体ではない。

- ① 連合会や地区会などの上部団体
- ② 団体内部のグループやチームなどの下部団体

いいえ

はい

食事会、会議、旅行（日帰りを含む。）、他団体の開催する講座等への参加のみを、年間の活動とする団体ではない。

いいえ

はい

次の①～③に該当する団体ではない。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある活動を実施する団体
- ② 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- ③ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体（当該団体と繋がりのある団体を含む。）

いいえ

はい

× 補助対象団体には該当しない



補助対象団体に該当する

※詳細は事前に必ず、市役所福祉企画課に確認してください。

2 補助の金額

参加した65歳以上の市民一人あたり3,000円を上限(1,000円未満切捨て)

- ・補助の対象となる経費に、消費税等は含まれません。
- ・年度内に1団体1回まで、同一の人の利用は年度内に3回までです。
- ・親睦会を実施した日から3か月以内に申請してください。

(例)	参加者数 (65歳以上)	上限額	かかった経費 (消費税等を除く)	補助の金額
上限額を 超える	21人参加	63,000円	80,850円 (税込88,935円)	<u>63,000円</u>
上限額を 超えない	13人参加	39,000円	35,750円 (税込39,325円)	<u>35,000円</u>

※複数団体に加入している場合も、補助金の利用は年度内1人3回までです。

3 補助対象・補助対象外の費用の例

補助対象の費用の例

- ・オードブルや飲食店での食事代など、飲食のための費用
- ・親睦旅行のための交通費や、旅行会社に支払う費用
- ・親睦会の会場費
- ・その他の消耗品（紙皿、割箸など）の購入費用

補助対象外の費用の例

- ・現金や金券（お祝金、祝儀など）を支給するための費用
- ・持ち帰りが前提の弁当や記念品（カタログギフト、タオルなど）の購入費
- ・謝礼金等に要する費用
- ・準備の際の役員等の飲食に要する費用
- ・当該親睦会以外でも使用できる物品等の購入
- ・自治会が行う文化祭、体育祭、夏祭り、その他の祭事等で、高齢者の親睦を深めることを主たる目的としない事業
- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある事業
- ・暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる事業
- ・風営法第2条で定める施設等を利用する費用
- ・別で市の補助等を受けている費用

ホームページにも
例を掲載しています。



※上記は例です。詳細は事前に市役所福祉企画課に相談してください。

補助金申請の流れ

団体要件の確認

- ・所属している団体が、補助金対象団体の要件を満たしているか
市役所1階 福祉企画課に確認してください。



親睦会の計画

- ・親睦会の開催日、参加予定者数、開催の方法を決めてください。



事前予約の手続

- ・市役所1階 福祉企画課の窓口で事前予約の手続をしてください。
- ・予約の手続後に、申請に必要な書類を配付します。
- ※申請には事前予約が必要です。必ず福祉企画課の窓口にお越しください。



親睦会や親睦旅行の実施 ※65歳未満の方、今年度に3回利用した方は対象外

- ・補助対象の参加者の名簿を作成してください。※参考様式は市役所で配付しています。
- ・かかった費用がわかる領収書等を必ず保管してください。
- ※参加者名簿と領収書等が無いと補助の対象になりません。



申請書の提出

- ・申請書、請求書、「参加者名簿」、「領収書等の原本」を福祉企画課窓口へ提出してください。
- ※親睦会実施から3か月以内（1月～3月実施は3月31日まで）に申請してください。



交付の決定・補助金の支払い

- ・市から団体の代表者に交付決定通知書を送付します。
- ・交付決定通知書の送付から約1か月程度で、指定口座に補助金を振り込みます。
- ※申請等の混雑状況により、振り込みが遅くなる場合があります。

お問合せ

富士宮市役所 福祉企画課 福祉企画係

0544-22-1457